

社会福祉法人恵明会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵明会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、及び各種委員会等の構成員に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、各委員会等の構成員と合わせて役員という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外のものをいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、業務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 各役員に対しての報酬は次のとおりとする。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、職員給与規定を優先し理事報酬は支給しない。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 理事長 | 理事報酬を支給する |
| (2) 常勤の理事 | 職員給与規定を優先とする。 |
| (3) 非常勤理事監事 | 無報酬とする |
| (4) 評議員 | 無報酬とする |
| (5) 各種委員会役員 | 無報酬とする |

(報酬の算出方法)

第4条 理事長に対する報酬は次のとおりとし、報酬額は別表1に定める額とする。

- (1) 理事報酬
- (2) 賞与 支給なし
- (3) 退職慰労金 支給なし

(報酬の支給日及び支払方法)

第5条 常勤の理事の報酬等は毎月15日（支給日が土日、祭日あたる場合は、前日）に通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第6条 役員等には、理事会・監事監査会・評議会及び理事長が承認した法人業務執行等による出席による費用を弁償する。

- (1) 費用弁償額は、利用する交通機関に関わらず1回につき3,000円とする。
- (2) 費用弁償の支給日は、支払事由の発生した日とする。
- (3) 常勤理事は第6条1項に含まれないものとする。

(旅費交通費)

第7条 法人役員が、法人業務執行等による出張事由が発生した場合、社会福祉法人旅費規を適用し、旅費規程6条の管理職員及び医師の区分の旅費を支給することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、評議員会の決議を受けて行う。

附則

この規程は平成29年 6月12日（定時評議員会の議決日）から施行する。

この規程は令和 元年 6月10日 一部改定

別表1 理事長及び常勤の理事の報酬

職名	年間報酬	報酬月額	備考
理事長	3,600,000円以内	300,000円以内	理事長職務報酬